



来賓挨拶

特許庁 総務部長

小山 智

只今ご紹介にあずかりました、特許庁の総務部長の小山です。本日は特技懇の懇親会にお招きいただき、誠にありがとうございます。この伝統ある特技懇の場で挨拶をさせていただくことを大変光栄に思い、また、このように特技懇の懇親会がかくも盛大に催されますことを、心からお祝い申し上げます。

今日はせっかくの機会ですので、最近の特許庁の動きを4点、説明させていただきます。

1点目は中小企業に対する知的財産活用の支援です。

日本経済において中小企業は付加価値額の半分以上を生み出しており、大きな役割を果たしています。イノベーションを促進するうえでも中小企業の果たす役割は非常に大きいと考えています。特許出願における中小企業の割合は、この4年余りで11から15%に伸びてはいますが、まだ十分ではありません。現在、一定の中小企業には特許料金を半額にしていますが、その対象が分かりにくい、手続きが煩雑であるとの指摘を受けていました。そこで、今国会で特許法を改正し、すべての中小企業を対象に料金を半減するとともに、その手続きを大幅に簡素化することとしました。現在、政令等を改正準備中ですが、1年以内に施行したいと考えています。

ベンチャー企業に対する支援も拡充しています。

最近、「国内外ベンチャー企業の知的財産戦略事例集」などの分かりやすいパンフレットを作成し、そのコンテンツを広く提供しています。また、ベンチャー事業に詳しい専門家のチームを編成し、革新的な技術を持つベンチャー企業をしっかりと支援をしていきます。地域の企業に対しても、巡回特許庁をはじめとした数々の政策を充実させていきたいと考えています。

2点目が第4次産業革命への対応です。

近年、IoT、ビッグデータといった革新的技術が広がる中、知的財産を創出、保護するだけでなく、いかに活用していくかがますます重要となっています。活用を進めるためには、紛争をいかに予防するか、また実際にそれをどうやって解決していくかというのが非常に重要なポイントです。多様な機器がインターネットに接続され、通信事業者間だけではなく、最終製品メーカー、さらにはサービス産業という異業種の間で、標準必須特許を含むライセンス交渉をするということが増えてきています。異業種間でこういった知的財産の価値や内容を評価し、合意することは容易ではありません。そのため特許庁では、先月、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表しました。これは、どのように行動すれば「誠実な交渉態度」として認められ、差し止めを回避できるかなど、分かりやすく示したものです。あわせて国際模範仲裁を実施し、標準必須特許をめぐる紛争が生じた場合に、国際仲裁がどのように解決し得るのかを皆さんの前で具体的にお示ししました。

3点目がデザイン経営です。

知的財産が早いスピードで複雑化、高度化している中で、日本の企業とともに、特許庁としても自ら変革を続けていかなければならないという危機感を抱いています。

そのため、新しい取り組みの一つとして、デザインを企業価値向上のための経営資源として有効に活用できないかを研究会を設置して検討しました。その結果、デザインを経営に活用した「デザイン経営」が重要であるとの考えに至りました。特許庁内にそれを進めるための組織を創設するとともに、有識者によるフォーラムを設け、外に対しても提言を行っ

ていく方向です。また、知財功労賞に新たな区分を設けます。世界に通じる優れたデザインを生み出し、知的資産の創造サイクルの実践に寄与した人材や、デザイン経営を確立した企業を来年春から表彰することといたしました。

4点目がグローバル化への対応です。

国際情勢に目を向けると、知財において中国の存在感が急拡大していますが、それ以外の新興国も市場のみならず、製造、さらには開発拠点としての地位が高まっています。これらの国々における知的財産制度の整備は日本の企業にとって不可欠なものです。そのため、これまで特許庁は、審査官の派遣や招へい、研修などを行い、審査のノウハウを提供して知財保護の面での協力を進めてきました。近年、さらに進んで、知財の活用・商業化、知財教育、価値評価の面での要望も増えてきており、今後は知財の創造や活用のための協力も進めてまいります。さらにWIPO加盟国総会をはじめとした各種会合において、制度や運用の調和のための議論を進めてまいります。最近では6月4日に、メキシコ産業財産庁との間で産業財産分野での協力拡大を目的とする協力文書を署名しました。このような協力体制を確立することで、日本企業の知的財産が迅速・円滑に確保され、適切に保護される環境整備を進めてまいります。

またグローバル化という意味では、新たな顧客として海外企業の日本への出願を進めることも検討し

てまいります。海外からの特許出願は、その国の市場や投資環境の持つ魅力を測る重要なバロメーターと言えます。日本以外の主要国特許庁は、海外からの特許出願が増えていますが、日本のみがリーマンショック時の出願数に戻っていません。日本へ出願してもらうことは、海外の最新の情報、技術、デザインといったものが国内の企業や大学の方に日本語で公表されることになるため、国内でのイノベーション創出につながり得ます。海外の企業が日本の国内で事業を行うための布石になり、直接投資の推進にもつながることが期待されます。さらに特許庁としても、世界の最新の情報、技術が日本に出願されることで、審査官の能力の向上にも資するものと考えます。どのような対応ができるか、特許庁の中で勉強を始めて、できるだけ早く対応していきたいと考えています。

以上4つの動きを説明させていただきました。

この会が、平成で最後の特技懇懇親会となります。

30年前、平成が始まった頃は、携帯電話はショルダーバックのような大きなもので、形も非常にごつものでした。今皆さんのお手元にあるものは、小さくて軽くて、いろいろな機能がありデザインも素敵だということで、速いスピードで技術、デザインが発展し、普及してきたことがよくわかると思います。その中で、知的財産権制度が果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。今審査をやっていらっしゃる方とともに、今年入られた新人の皆さんには、これからの新たな時代の知的財産権制度を担うべく、大きな活躍を期待いたします。

最後になりましたが、このような盛大な会合を準備し、また円滑に運営されている役員の皆様のご努力に心からの敬意を表します。審査官・審判官の皆さんの研鑽の場であるとともに、知的財産に関わる皆様との交流の場でもある特技懇が、今後ますます発展していくことを祈念いたしまして、私の挨拶とかえさせていただきます。

本日はまことにおめでとうございます。

